

漏水調査業務委託仕様書

1. 一般事項

- (1) この仕様書は、八匠水道企業団（以下「企業団」という。）が実施する漏水調査業務委託（以下「調査」という。）に適用する。
- (2) 本調査は、企業団の指示する給水区域において配水管及び給水管（量水器の下流側は除く。）の漏水調査等を行うことを目的とする。
- (3) 委託期間は、契約日翌日から150日（令和 年 月 日）までとする。
- (4) 本調査を担当する技術者は、漏水防止計画・漏水調査技術・管路探知機等に関して深い経験と知識を有する者とする。
- (5) 調査にあたっては、企業団が所有するもので業務上必要な資料等は貸与する。
- (6) 調査の実施にあたっては、企業団の交付する「漏水調査員証」を携帯するものとする。

また、調査実施にあたり宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合は、あらかじめ占有者に対して通知し、その目的を告げ了解を得なければならない。
- (7) 調査中は安全に留意し、危険防止の対策を十分に講ずるとともに、調査中及び調査のため第三者に損害を与えたときは、直ちに賠償の責務を負わなければならない。また、企業団に速やかに報告するものとする。
- (8) 調査の途中、企業団の都合、その他により漏水調査の地域・内容等について一部変更する場合がある。
- (9) 本調査は、すべて責任施工とする。従って仕様書に明示されていない事項でも、当然必要と思われる事項については、これを考慮して漏水調査を行いその結果を添付するものとする。
- (10) 漏水の発生が推定される状況が発生した場合などに、緊急的な漏水調査を他の区域を含め依頼する場合がある。
- (11) 受注者は、業務内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

2. 漏水調査

(1) 作業計画作成

設計書等により、作業基本計画書を作成し、管理技術者を中心とした事前ミーティングを行い、現場作業の円滑化を図り、毎日の作業結果を集計・検討し工程管理を行うものとする。

- ①調査班編成の検討と準備
- ②調査工程表の作成
- ③調査地域の作業区割
- ④使用器材の選定及び保守点検等
- ⑤警察、消防署等への提出書類の確認及び作成

(2) 現場下見調査

調査職員と打ち合わせた後に、調査地域の配管状態について現地との照合、調査を実施する。

- ①施設状況の調査把握
- ②給・配水管の埋設位置の確認
- ③弁栓類の位置
- ④横断管、残存管等の確認
- ⑤住宅・アパート等の住居状況、給水密度、交通量、地形等提出書類の確認及び作成
- ⑥水道管以外の地下埋設物（電気・ガス・電話・下水等）の埋設状況の確認
- ⑦必要に応じて位置不明管、不明弁栓類の探知作業等

(3) 戸別音聴調査

調査区域内の各戸の止水栓及び量水器を対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。なお、宅地内への立ち入りには、住民の協力を丁寧にお願ひし、トラブルを避けるとともに緊急性があるものについては、至急調査職員に報告すること。

(4) 弁栓音聴調査

調査区域内の仕切弁、消火栓、空気弁等の弁栓類に対し、目視による確認作業及び音聴棒による音聴作業を行い、可視漏水並びに漏水音の有無を判別する。

- ①綿密な調査により音聴漏れの無いように十分注意を払いながら作業を行うこと。

(5) 路面音聴調査

路面より伝播してきた漏水音を探知し発見する作業であり、主として公道下の給・配水管上で発生している漏水の発見を目的とする調査で、騒音や使用水、交通等の影響を受けにくい夜間に調査を実施する。

- ①漏水探知機を使用して、埋設管路線上を0.5m間隔で歩行し音聴調査を行う。
- ②探知した不明漏水はオフセット測量を行い、確認調査の対象とする。

(6) 漏水確認調査

探知した漏水音・異常音の位置を再度調査し、漏水の有無を判別する作業で漏水中心点の割り出しを実施する。

- ①ハンマードリル及びボーリングバーを用いて路面に20mm程度の穴を開けて音聴棒を差し込み、漏水の有無及び中心点を割り出す。
- ②ボーリングによる確認作業が困難な場合は、ログ型多点相関調査等を用いて漏水の位置特定を行う。
- ③漏水位置の確認後、路上にペイントを行い、漏水箇所を速やかに報告する。
- ④路面上にて調査を行うため、交通状況等に十分注意する。
- ⑤必要に応じ埋設管や他企業の占有物等に損傷のないように立会いの依頼をする。

(7) 報告書作成

調査により得られた各種データ（管種別漏水件数、漏水部位分類、各種撮影画像、パソコン解析データ等）を整理・分析し報告書を作成する。

また、その他調査職員の指示するものとし、上記データを記録媒体に保存して発注者へ提出すること。

(8) その他

漏水調査期間中は、調査職員と少なくとも毎週1回は工程管理等の打合せを行うものとする。